

審査基準整理票

処分名	空家等管理活用支援法人の指定
根拠法令及び条項	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項
標準処理期間	30日
所属部署	建設水道部都市計画課
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。 2 法第7条第1項の中野市空家等対策計画に適合するものであること。 3 本指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。 5 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員等 6 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。 7 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。 8 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。